

# 世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2013.10.5 No. 178 連絡先 FAX 042-555-1911



## 議会の意見書可決ひろがる CV22 オスプレイ横田基地配備反対！

CV22 オスプレイ横田基地配備反対の意見書は、八王子市・青梅市・羽村市・武蔵村山市・瑞穂町の各議会で可決されています。その後分かった情報を、お知らせします。



☆小金井市議会：(9月24日)賛成多数で意見書を可決。賛成は12名、11名が退席。

☆福生市議会：(9月26日)全会一致で意見書を可決。

☆あきる野市議会：(9月26日)全会一致で意見書を可決。

☆清瀬市議会：(9月27日)賛成多数で意見書を可決。

賛成13名、反対6名は清瀬自民クラブ、1人は賛成に。

☆立川市議会：(10月1日)全会一致で意見書を可決。

☆東村山市議会：(10月1日)賛成多数で可決。1人反対。

★西東京市議会：(10月1日)賛成少数で否決。反対は自由民主党、公明党、みんなの党。

☆昭島市議会：(10月2日)全会一致で意見書を可決。(写真：CV22 オスプレイ、米軍資料より)

## 2プラス2参加 米国務長官と米国防長官が E4B等で横田基地に到着



10月3日、東京で日米安全保障協議委員会「2プラス2」が開催されました。日本側からは岸田文雄外務大臣及び小野寺五典防衛大臣が、米側からはジョン・ケリー国務長官とチャック・ヘーゲル国防長官が出席です。

左写真は10月2日、米国防長官を乗せ17時55分に

横田基地に着陸したE-4Bです。国務長官は要人輸送機C-32に乗ってきたようです。3日、基地の南側の方に、E-4BとC-32が駐機していました。(写真は横田基地撤去西多摩HP、「新着情報」より)

◆ E-4Bは、アメリカ合衆国の国家空中作戦センターとして運用される航空機。核戦争・大規模災害などに際し、地上での指揮が取れない場合に備えてアメリカ合衆国大統領・国防長官などの国家指揮権限(NCA)保持者および指揮幕僚を搭乗させ、アメリカ軍を空中から指揮します。

◆ C-32はアメリカ空軍が運用している要人輸送機。C-32Aは、主にアメリカ合衆国副大統領の搭乗機(エアフォースツー)としてのほか、ファーストレディや大統領顧問団、議会関係者の輸送にも用いられます。

## 2プラス2 日米軍事協力 全領域で ガイドライン再改定へ オスプレイ本土訓練増加

日米両政府は3日、東京都内で外務・軍事担当閣僚による安全保障協議委員会(2プラス2)を開催し、米軍と自衛隊の協力のあり方や役割分担を定めた軍事協力の指針(ガイドライン)の再改定に向けた作業を正式に開始し、2014年末までに終了することで合意しました。

2プラス2開催は2011年以来2年ぶり、担当4閣僚出席による日本での開催は今回が初めてです。

日米2プラス2合意内容(骨子)

○日本側が集団的自衛権の行使検討を表明

○ガイドラインを2014年末までに改定

○南西諸島での施設共同使用

○オスプレイ訓練の本土移転推進

○サイバー協力で日米が署名

○グアム協定を改定し、訓練場建設で日本が費用負担

○米軍F-35戦闘機・無人機グローバルホークの日本配備に合意

## 沖縄・米海兵隊普天間基地 オスプレイ 24機態勢に (No.178 の裏面)

米海兵隊岩国基地（山口県岩国市）に残されていた MV22 オスプレイ 1機が 9 月 25 日午後 5 時すぎ、米海兵隊普天間基地（沖縄県宜野湾市）に着陸しました。これで追加配備 12 機すべてがそろい、昨年 10 月に配備された 12 機とあわせ、24 機態勢となります。県知事をはじめ、県議会、全 41 市町村長・議会議長など「オール沖縄」が反対するなかでの強行配備です。

### 関東平野 横田基地所属のC-130輸送機の低空飛行 実態明らかに

関東平野上空で米軍横田基地所属の C-130 輸送機が、勝手に訓練空域を定め、飛行訓練しています。この訓練空域については、米軍の冊子「航空機空中衝突防止のために」で明らかにされています。

8 月 19 日は、米軍横田基地が C-130 の編隊飛行を行うという情報があったので、埼玉、群馬、栃木の県平和委員会は、監視活動を行いました。各地から 50 件ほどの目撃情報があり、米軍機の飛行ルートなどの実態が明らかになりました。

米軍機の勝手気ままな飛行訓練を、みんなで力あわせ、やめさせましょう。



(8 月 19 日、横田基地上空で編隊飛行する C-130 輸送機、米軍横田基地 HP より)

横田基地・関東平野各地の主な目撃情報

- ◇ 13:00 横田 7機離陸  
13:00 佐野市 1機、13:30 狭山市、13:30 鴻巣市 3機、  
13:30 野木町 1機、13:33 真岡市 4機、13:35 栃木市 5機、  
13:40 佐野市 7機、13:45 花園町 7機、13:50 栃木市 3 + 4機  
14:30 皆野町・長瀨町数機、14:32 狭山市 4機、  
14:39 深谷市 6機、
- ◇ 14:45 横田 パラシュート物資投下  
14:48 寄居町 6機、
- ◇ 15:00 前 横田 7機着陸、15:00 過ぎ 横田 5機離陸、
- ◇ 15:30 横田 1機離陸  
15:38 日高市 3機
- ◇ 15:40 横田 2機着陸態勢から急上昇  
15:45 鴻巣市 1機、15:45 深谷市 1機、15:50 鴻巣市 1機、  
16:00 深谷市 1機、16:00 栃木市 5機、16:01 桐生市 5機、  
16:05 栃木市 6機、16:05 深谷市 1機、16:05 伊勢崎市 2機、  
16:10 寄居町 6機、
- ◇ 16:15 横田 パラシュート物資投下、6:25 横田 6機編隊通過、
- ◇ 16:30 横田 6機着陸態勢から急上昇  
16:45 鴻巣市 5機、17:05 岡市 6機、17:15 佐野市 6機、  
17:21 伊勢崎市 6機、17:25 寄居町 5機
- ◇ 17:30 横田 パラシュート物資投下、17:40 横田 6機編隊通過
- ◇ 17:50 横田 6機着陸態勢から急上昇、18:00 横田 6機着陸

### なぜ、米軍機は、首都圏上空での飛行訓練を許されるのか

「航空機の運航」について規定した航空法は第 6 章で、最低安全高度以下での飛行（第 81 条）、編隊飛行（84 条）、物件の投下（89 条）、落下傘降下（90 条）は原則禁止で、国土交通大臣許可がなければできません。運航上必要ない低空飛行や急降下などの粗暴操縦は禁止（85 条）しています。しかし、この航空法第 6 章の規定は、日米安保条約と地位協定に基づく航空法特例法で、在日米軍には適用除外となっています。米軍機に日本の航空法が適用されないのはおかしい！

### 横田基地第5ゲート看板に注目を！ JASDF つけて、これで完成？



横田基地の第 5 ゲートの航空自衛隊の看板に JASDF が加わりました。これが航空自衛隊と分かる人はどれだけいるのでしょうか。航空自衛隊は英語で、Japan Air Self-Defense Force、略称は空自、JASDF です。貧相な実物を、ぜひご覧ください。